



幸手市議会議員  
**本田ようこ**

〒340-0164  
幸手市香日向3-10-16  
TEL: 080-5137-4539

# 緊急臨時号

## 幸せの手

発行：本田ようこ後援会

## 正規の文書質問が通用しない幸手市、これでいいのでしょうか

日頃より幸せの手をご覧いただきまして、誠にありがとうございます。幸手市のみなさんにどうしてもご覧いただきたく臨時号を発行致しました。

文書質問書



幸手市長 木村 純夫 様

議会基本条例 第13条5項の規定により、別紙のとおり質問致します。

令和7年3月27日

幸手市議会議員 本田 謡子

令和7年第1回幸手市議会定例会の議事進行に係る質問書、副市長人事案、議会事務局長人事の3件について、幸手市長に質問させていただきます。年度末で多忙な時期とは存じますがご回答をお願い致します。

### 1. 令和7年第1回幸手市議会定例会の議事進行に係る質問書について

2月27日に受理した〇〇総務部長から〇〇議会事務局長宛の質問書についてお伺い致します。

市長はこの質問書について、内容等も含めてご存知なのか、また、その内容が執行部の立場として正当なのか伺います。

### 2. 副市長人事案について

令和7年3月議会最終日に提案される予定だった副市長人事案についてお伺い致します。

私は、3月12日(水)の夜、候補者予定者の方(以後Xさんとする)から電話をいただき、市長に呼び出され「副市長になっていただけないか」と言われお受けすることにしましたと聞きました。

議会最終日までの6日間で市長は動いてくださるのか不安でした。そして4日前の3月14日(金)に私が分かったことは、

・一期生の議員に電話で市長から副市長の話があったこと。

(うらに続く)

**文書質問**：議員が市政や行政に対して、閉会中に文書で質問する制度です。議案や政策、施策などをより深く理解するために、議長を経由して行われます。

しかし…

左側の本田ようこの文書質問書を議長は受理しませんでした。

幸手市議会基本条例では  
第4章 議会と執行機関の関係

第13条5項：議員は議長を通して、閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

手続きとして議長を経由しますが、そこで議長の判断で受理しないということがあっていいのでしょうか。理解できません。これは議員の権利だと思います。議長は、「市長に直接聞いて」と言われ、私は直接、市長にその文書質問書を持って行くことにしました。さて、議長の役割は何なのでしょう。

昨年の10月から副市長は不在です。

その中で、副市長人事案が水面下で動き始めました。しかし提案するなら、議員が集まる機会は最終日となるため、その間に議員15人にあたって、賛同をもらわなければなりません。

つまり、議案を提出する市長が動いて議員の賛同を得なければ、議案も提出できないということです。

今回、その副市長人事案について市長から説明を受けたのは、一期生の議員4人だけだったのかも知れません。

(4人が市長から聞いても4人が賛成とは限りませんが)

- ・ 市長からの電話すらない議員が多かったこと  
前日 3 月 17 日（月）に明日議会最終日の議案にないことから、全てを察しました。

問題は二つあります。

- ① 議会で提案するなら、市長自ら各議員 15 名に平等に説明にまわるべきだったのではないのでしょうか。出来なかった理由は何でしょうか。
- ② もし取り消すなら、第一にお願いした X さん、次に電話でお願いした一期生の議員らに、取り消しの説明が必要だったのではないのでしょうか。

双方には、議会最終日まで何ら市長から連絡がないことを確認しています。

こんなことで済まされるのでしょうか。

以上のことから、市長として一連の行動についてのご見解をお願い致します。

### 3. 議会事務局長人事について

「地方自治法第 138 条 5 項：事務局長、書記長、書記、その他の職員は、議長がこれを任免する。」と書かれています。

3 月 24 日に市長室に伺い、「議会事務局長の任命権は誰にありますか」と市長に質問を致しました。市長は「任命権者は私です」と言い切りました。がちが明かないのでその後、法に詳しい職員を呼び、説明を受け、市長の間違いを確認しました。

また、議会事務局の人事において議長に打診なさったのかお伺いしたところ、「話はしました」と答えられました。しかし、その前に議長に打診についてお聞きそたところ、「ない」という答えでした。

話が会いません。

改めて考えてみると、その時点で市長はご自分が「任命権者」とお思いなので、議長に対しては報告であり、意見を聞く状況ではなかったのでしょうか。

また、議長は「人事についてはバランスもあるから口は出さない」とおっしゃいました。しかし、議長には「任命権」があるのです。

そこでお伺い致します。議会事務局長に、全く事務局経験のない職員をその時点で任命してしまったことについて、市長のご見解をお伺い致します。

以上、ご回答をよろしくお願い致します。

(上記の文書質問書は記載のため若干省略等があります。ご了承ください。)

時系列で表してみますと

3/12(水)→ 副市長候補予定者本人から本田は報告をいただく。

市長は一期生議員に電話で説明する。

3/14(金)→ 一期生議員以外は連絡がなさそうだと本田は気づき、午後 4 時過ぎ頃、市長室を尋ねるが不在で戻らず帰宅となっていることを聞く。

3/17(月)→ 明日議会最終日の追加議案に副市長人事案が入っていないことを確認する。

3/18(火)→ 議会最終日まで、副市長人事案を電話で話した議員、そして候補者となる予定であった X さん双方に、全く連絡がなかったことを確認する。

提案できなければ、その関係者には頭を下げるのは「人」として当たり前、自分で後始末もできないとは情けないと思います。

2. 副市長人事案、3. 議会事務局長人事については、「人事」という言葉が出てきていますが、2はその候補を決める上での市長の動きを質問しています。また、3は決める前の「任免」(役目につけること)の考えの間違いを指摘させていただき、その市長としての責任を伺う質問でした。

故に、俗にいう「人事に口を出す」とは全く違います。

この左側の文書質問書は、議長に「受理できない」といわれ、直接持参した市長には、翌日、総務部長を通して「回答できない」と返されました。

(本議会一般質問の質疑でも「回答できない」と市長は答弁するのでしょうか)

この異常なひとつひとつが「蓋」をされ続けることに、幸手市の未来を危惧し臨時号発行に至りました。

責任あるものは、どんなことがあっても答える義務があります。逃げてはいけません。

また、私たち政治をつかさどる者は法にのっとり活動しています。

関係者は是非もう一度、地方自治法から幸手市例規集、幸手市議会基本条例等をご覧ください。

最後に、市長や市議会議員を選ぶのは市民のみなさんです。

みなさんの「確かな目」で、よりよい幸手のまちづくりを一緒に実現いたしましょう!